

令和6年度 第7期第4回 練馬区地域包括ケア推進協議会 会議要録	
1 日時	令和7年3月21日(金) 午後6時30分～午後8時00分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員17名) 宮崎牧子委員長、大森裕美委員長代理、星川茂喜委員、木幡和枝委員、藤野貴志委員、内田敦子委員、生田剛史委員、後藤正臣委員、柳沢ゆかり委員、土田秀行委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、杉浦康委員、山添友恵委員、鷺浦乃里子委員、青木伸吾委員、佐藤美香委員 (事務局12名) 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長、ほか高齢者支援課・介護保険課職員7名
4 傍聴者	1名
5 議題	○ 練馬区地域包括ケア推進協議会 1 地域包括支援センターの事業評価について …資料1 2 令和7年度練馬区地域包括支援センター運営方針(案)について …資料2 3 地域包括支援センターの人員配置にかかる基準について …資料3 4 令和7年度練馬区地域密着型サービス実施指針(案)について …資料4 5 令和7年度地域密着型サービス事業者の公募要項(案)について …資料5 6 区内指定地域密着型サービス事業者の指定について …資料6 7 指定介護予防支援事業者の指定について …資料7 8 区外指定地域密着型サービス事業者等の指定について(報告) …資料8 9 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について(報告) …資料9 10 その他
6 配付資料	(資料1) 地域包括支援センターの事業評価について (資料1別紙1-1) 地域包括支援センター事業評価の評価指標に係る得点状況について(令和5年度事業実績 区指標分) (資料1別紙1-2) 地域包括支援センター事業評価の評価指標に係る得点状況について(令和5年度事業実績 センター指標分) (資料1別紙2) 令和6年度地域包括支援センターに関するアンケート結果概要 (資料2) 令和7年度練馬区地域包括支援センター運営方針(案) (資料3) 地域包括支援センターの人員配置にかかる基準について (資料3別紙1) 地域包括支援センターの人員配置にかかる基準 別紙 (資料3別紙2参考資料) 練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例の改正内容について (資料4) 令和7年度練馬区地域密着型サービス実施指針(案) (資料5) 令和7年度地域密着型サービス事業者公募要項(案) (資料6) 区内指定地域密着型サービス事業者の指定について (資料6参考資料1) 光が丘医療福祉プラザの開設について (資料6参考資料2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設について (資料6参考資料3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 配置図 (資料6参考資料4) 共生型サービスの実施イメージ (資料7) 指定介護予防支援事業者の指定について

	(資料8) 区外指定地域密着型サービス事業者等の指定について(報告) (資料9) 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について(報告) (参考資料1) 練馬の介護保険状況について(2月分)
7 所管課	(練馬区地域包括支援センターに関すること) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 : 03 - 5984 - 1187(直通) Eメール: KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp (練馬区地域密着型サービスに関すること) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 : 03 - 5984 - 1461(直通) Eメール: KAIG015@city.nerima.tokyo.jp

令和 6 年度 第 7 期第 4 回 練馬区地域包括ケア推進協議会

（令和 7 年 3 月 21 日（金）：午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分）

○委員長

第 4 回練馬区地域包括ケア推進協議会を開催します。

最初に、委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料について確認します。

○事務局

【委員の出欠・傍聴者の報告、配付資料の確認】

○委員長

案件 1、地域包括支援センターの事業評価について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料 1 について説明】

○委員長

案件 1 について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

2 点教えてください。

地域包括支援センターに関するアンケート調査について、回答率が 4 割弱となっておりますが、これが多いのか少ないのか知りたいです。もう 1 点、こういった非常に有意義な調査をしていただいたときに、7 割の方が解決・役立ったと回答されておりますが、実は課題が自由記載欄の中に多くあったりするのではないかと考えています。自由記載欄について拝見することは可能なのか教えていただけたらと思います。

○高齢者支援課長

回答率の 4 割弱について、昨年度と比べても割合としては大きく変化はありません。

昨年度からオンラインでも回答が可能となりましたが、紙のみで回収していた年度の方が回答率はよかったので、今後、回答率を上げていくことが課題だと認識しています。

来年度は、ケアマネジャーに対し、早期に回答をしてほしいということをアピールし、アンケート結果が地域包括支援センターの評価となり、質の向上につながるのだという目的を理解していただくことを目指してまいります。

自由記載欄に関して、今回は掲載しておりません。相当なボリュームがありますので、整理したいと考えております。

○委員

資料 1 のアンケート結果についてから、ケアマネジャーのスキルが向上し、地域包括支援センターに対する相談が複雑化・高度化してきているのではないかと区では評価されているのですが、ケアマネジャーのスキルの向上に関する具体的なデータがあれば、教えてください。

○高齢者支援課長

担当から地域包括支援センターに対し、この結果の内容を確認したところ、困難事例や人権に関する案件は、ケアマネジャーがかなり解決できるようになってきていると聞きました。

それでもなお、難しいケースに関しては地域包括支援センターに相談があるため、地域包括支援センターに求められるスキルが今までよりも高度化・複雑化していると実感しているそうです。

○委員

事業評価について、国から示されたものに則り定点観測で行うことはいいのかもしれませんが、基本的に自己評価であるため、第三者や利用者の評価が必要なのではないのでしょうか。また、評価が「○」か「×」のみであるため、十分に評価できているかどうか気になるころではあります。回答者は誰なのでしょう。

また、アンケートは利用者向けではないので、利用者アンケートを取って、指標としてほしいと思います。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターの事業評価は、全国共通で行っており、「○」か「×」かで答えるものになっています。そのため、ケアマネジャーに地域包括支援センターについてアンケートをとることで、外部からの評価としています。

区の評価については区の中で合議し、地域包括支援センターはセンター内で合議したうえで評価を行っています。

その他、区では、地域包括支援センターの委託契約の中でモニタリングを行っています。モニタリングの中で評価がよくない場合、契約更新ができないようになっています。

また、利用者のアンケートにつきましては、高齢者基礎調査の中で、地域包括支援センターに関する項目があります。その中で区民の声を聞かせていただいているところです。今後、利用者の声について、どのように伺っていくか検討していきます。

○委員長

案件 2 に移ります。令和 7 年度練馬区地域包括支援センター運営方針（案）について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料 2 について説明】

○委員長

案件 2 について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

資料 2 の 2 ページについて、例えば地域ケア予防会議などは一般区民でも傍聴はできますか。

○高齢者支援課長

地域ケア予防会議は、介護予防ケアプラン等、個人情報を取り扱っているため、傍聴はできません。

○委員長

案件 3 に移ります。地域包括支援センターの人員配置にかかる基準について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料 3 について説明】

○委員長

案件 3 について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

27か所の地域包括支援センターの現在の実人員をお示しいただいた上で、どこがどうなったのか報告いただきたいです。また、もう一つ心配なのは、このように厳しい基準では、実際に働いている方が介護休暇などを取りづらくなるような気がします。どうやったら、働きやすい職場になるのかということも考えていただきたいです。

○高齢者支援課長

現在、地域包括支援センターは、法定の 3 職種が全 27 か所に揃っている状況のため、常勤換算方法を喫緊に適用しなければならないというような状況ではありません。区としては、基本的に法定の 3 職種を常勤職員として配置することを条件とした上で、事業者に委託を行っています。

また、基準が厳しいのではないかという点については、今までは病気休暇や介護休暇を取得する場合、代わりに常勤職員を配置しなければなりませんでした。

しかし、今回の常勤換算方法により、地域包括支援センターに籍を置いたまま介護休暇や病気休暇、妊娠出産休暇が取得できるようになるため、規程が緩和されたと考えます。

休暇を取得しても戻ることができることが安心につながり、職員一人一人の状況に合わせて運用していけるのではないかと考えています。

○委員

現実として、人員確保はだんだんと難しくなっていますが、この基準で社会福祉士や資格を持っている方を確保できるかどうか、見通しはどうでしょうか。

○高齢者支援課長

欠員が出ると、すぐに委託している法人が補充しています。複数の施設を運営している法人もあり、法人内で運用しているというところもあります。

特に主任ケアマネジャーは、ケアマネジャーの上のライセンスになります。ケアマネジャーのライセンスを取るまでも年数がかかり、さらにそこから5年の実務経験や研修を行って資格が取れるようなものになっていますので、区としても特にケアマネジャーの育成に支援をしていきたいと考えています。

○委員

今回、常勤換算方法を導入すると、今まで一人でやっていたことを二人でやるということになり、人件費の負担が法人として増える可能性もあるかと思うのですが、区の考えをお聞かせください。

○高齢者支援課長

常勤職員を配置する前提で契約して、法人に委託料を支払うことになります。やむを得ず常勤換算を行い、人件費が増える場合は、法人と協議する必要があると考えます。

○委員

欠員が出た場合、欠員の方が行った業務を次の人に引き継ぐということはないのですか。

また、先日、関町地域包括支援センターの内覧会を見に行きましたら、テーブル以外に何もありませんでした。打合せ用のテーブルを置いたり、袖机を用意し書類を収納すれば、もっと効率的にできるのではないのでしょうか。パソコンを使うのであれば、床を高くして使えるようにできるとか、いろいろと考えた方がよろしいのではないのでしょうか。それは法人の方で考えることですか。

○高齢者支援課長

先日、内覧会に来ていただいたときには、パソコンを設置していませんでした。

引継ぎについて、個人情報やそれぞれのケースの内容は地域包括ケアシステムというパソコンの中にデータが入っており、その中で共有できるようになっています。

地域包括支援センターでは、1人の方について3職種全員でサポートするものになりますので、欠員される方が関わっていた役割等についても、周りのスタッフから引継ぎをすることは可能かと考えております。

病気休暇や突然の休暇になった場合はやむを得ないですが、妊娠出産休暇や、育児休暇、介護休暇など、あらかじめ分かっている状況であれば、自分で引継ぎはできるのではないかと考えています。

区としても、いずれは地域包括ケアシステムが入ったタブレットを持ち、訪問するなど D X 化も進めながら、一人の方をサポートしていく体制をしっかりと作っていきたいと考えています。

○委員

ノートパソコンやタブレットを使うと、どこかで忘れるなどした場合は個人情報があるため大変な問題になるかと思います。

また職員一人が病気や研修で不在のときは、専門職ではなくても、補助的なことをできる人も含めてグループで仕事とするとフォローできるのではないかなと思います。ケアマネジャーが毎月定例的に訪問に来る場合がありますが、来られない場合はどうするのかと思うのです。

○高齢者支援課長

おっしゃるとおりだと思います。

D X 化を進めていくのと同時に、どのようにセキュリティを強化するかというところは、課題だと認識しています。

実際に、区は情報セキュリティに関する方針があり、地域包括支援センターは、それに準ずることとなっています。離席するときは画面を表示させないようにすることや、必ず一人に 1 つパスワードがあるなど、既に実施しています。

タブレットを導入する際も中が覗かれないように細心の注意を払っていきたいと考えます。

また、地域包括支援センターは一人で一人を見ているのではなくて、一人をみんなでサポートしています。それが、多職種がある最大のメリットです。医療的な面を保健師が見る、社会的な背景のところを社会福祉士が見る、ケアマネジメントをしていける、そういった多職種がいる強みというのが、まさに地域包括支援センターです。これからも、このような体制で進めていきたいと考えます。

○委員

私どもは地域密着型サービスの小規模多機能居宅介護とグループホームを運営しており、地域包括支援センターの職員と頻繁にお話しし、連携を取らせていただいています。地域包括支援センターの人員が変わったときも、地域密着型サービスと地域包括支援センターはお互いに助け合う関係が大分できていると実感しています。

資料 2 の運営方針に、地域密着型サービスなどとネットワークを構築するといった趣旨の記載もありますので、この地域密着型サービスがより地域包括支援センターとともにネットワークを組みながら、お互いに補完し、助け合うという形を望みます。他の自治体などは既に役割分担を地域密着型サービスに相当振り分けてもいるところもあります。今後人員をより集めるのが厳しくなるだろうと思いますので、お互いに助け合うという体制や、仕事を分け合うというような体制も含めて、検討をいただければと考えます。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターも、地域密着型サービスを含めた周りの介護サービス事業者とともに地域包括ケアシステムを構築していると日々思っております。

これからも連携し、お互いに支え合いながら進めていければと考えております。

○委員長

案件4に移ります。令和7年度練馬区地域密着型サービスを実施指針（案）について、介護保険課長から説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料4について説明】

○委員長

案件4について、ご質問・ご意見はありますか。

（なし）

○委員長

案件5に移ります。令和7年度地域密着型サービス事業者の公募要項（案）について、介護保険課長から説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料5について説明】

○委員長

案件5について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

先ほどもお話しさせていただいたとおり、私は小規模多機能型居宅介護を運営しております。この公募の中に出てくる看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の違いや、グループホームがどのような役割をしていくのか、なかなか区民に伝わりにくいところがあります。介護の職をしている者たちにも、なかなか伝わりにくいところです。

改めてお願いでございますが、公募に際して、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームの既存の事業所との連携を深め、区民や様々なところへの周知活動も共に進めることをご配慮いただきたいと思います。

○介護保険課長

今お話いただきましたように、例えば看護小規模多機能型居宅介護は、区民にとって、まだなじみがないようなところもあります。

区としては、地域密着型サービスについて、介護事業者と連携してサービスごとに案内

するためのチラシを用意しているところです。

また、紙の資料だけでなく紹介動画のようなものを作成できないか、事業者の皆様と協議を進めているところです。

動画が出来ましたら、区のホームページなどで、サービス内容の紹介に活用していきたいと考えているところです。

また、地域密着型サービスの地域との連携について、公募に申し込みをいただいた事業所には、既存の介護事業者の皆様とどうやって連携していくかについて事業者選定の中で聞きとり、評価していきたいと考えております。

○委員長

案件6に移ります。区内指定地域密着型サービス事業者の指定について、介護保険課長から説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料6・参考資料1・参考資料2・参考資料3について説明】

○委員長

案件6について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

光が丘医療福祉プラザについて、病院も含めて全てのサービスが4月1日からスタートされる予定なのでしょうか。

○高齢社会対策課長

こちらについては、全てのサービスが4月1日から開設します。

○委員長

案件7に移ります。指定介護予防支援事業者の指定について、介護保険課長から説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料7について説明】

○委員長

案件7について、ご質問・ご意見はありますか。

（なし）

○委員長

案件8に移ります。区外指定地域密着型サービス事業者等の指定について、介護保険課

長から説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料8について説明】

○委員長

案件8について、ご質問・ご意見はありますか。

（なし）

○委員長

案件9に移ります。指定密着型サービス事業者等の指定更新について、介護保険課長から説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料9について説明】

○委員長

案件9について、ご質問・ご意見はありますか。

（なし）

○委員長

案件10に移ります。その他の案件について、介護保険課長から説明をお願いします。

○介護保険課長

【参考資料1について説明】

○委員長

続きまして、地域包括支援センター名称変更について高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【地域包括支援センター名称変更について説明】

○委員長

地域包括支援センター名称変更について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

話が前に戻って申し訳ないのですが、資料2について、地域包括支援センターの運営方

針に関連しての質問です。令和7年度予算の資料において、地域包括支援センター運営経費や街かどケアカフェの経費が、令和6年度が介護保険会計で、令和7年度から保健福祉費になっている理由と、十分な予算が増えたのかどうかを伺いたいです。

○高齢者支援課長

今までは地域包括支援センターに係る運営費や街かどケアカフェにかかる経費を介護保険会計に計上していました。現在、国で進めている重層的支援により、高齢者だけではなく、様々な課題を抱えている家族を支援していくことが重要とされています。高齢者の相談の窓口や社会参加の場として地域包括支援センターや街かどケアカフェも、その中に含まれています。

重層的支援については、国からの交付金を受けるに当たって介護保険会計ではなく、一般会計の中に計上する必要があるため、令和7年度より変更となっています。

次に、十分な予算が取れるのかという点について、無事に議会を通りましたので、令和7年度も地域包括支援センターや街かどケアカフェを充実してまいります。

○委員

地域包括支援センターの名称について、私は介護を受けている方の家族や区民の方に地域包括支援センターをご案内する機会が多々あります。大泉地域包括支援センターという名前であれば、名称と場所が相当ひもづいていて分かりやすいのですが、地域と結びつきにくい名称の地域包括支援センターについて、名称の決め方の目安や基準などがあれば、教えていただきたいです。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターには、区立施設の中にある地域包括支援センターと、特別養護老人ホームに併設し、その運営法人に委託している地域包括支援センターがあります。区立施設内の地域包括支援センターは、大泉・関町・高野台西といった区立施設の地域の名称をつけております。

特別養護老人ホームの中に併設されている地域包括支援センターでは、その施設内にあらることが分かるよう施設名を冠した名称としております。

今後、また区立施設等に移転する際は、地名などを使い区民の方に分かりやすい名称にしていきたいと考えております。

○委員

地域包括支援センターという名称は分かりやすいです。他の自治体では名称が異なるところがあり分かりにくいです。地域包括支援センターという名称を練馬区から全国に広げたらどうですか。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターの名称については、介護保険法に定められており、全国的なものです。ただ、愛称を使っている自治体もあります。

○委員長

名称につきましては、変わると覚えていただくのに時間がかかります。特別養護老人ホームの名称も変わるということですから、それも含めて、地域の方に説明していただければと思います。

○高齢者支援課長

確かに名称が変わるということは、地域の方に対しても分かりにくいと思いますので、地域包括支援センターとともに、地域の方々に丁寧に説明をさせていただきます。

○委員長

最後に次回の開催予定について、事務局からお願いします。

○事務局

【次回開催日程等について説明】

○委員長

これをもって、本日の練馬区地域包括ケア推進協議会を閉会します。

閉会